

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年2月13日

【四半期会計期間】 第68期第3四半期(自平成28年10月1日至平成28年12月31日)

【会社名】 日本トムソン株式会社

【英訳名】 NIPPON THOMPSON CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 宮地 茂樹

【本店の所在の場所】 東京都港区高輪二丁目19番19号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行って
おりません。)

【電話番号】 東京(3448)5811(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 牛越 今朝明

【最寄りの連絡場所】 東京都港区高輪二丁目19番13号(高輪センタービル)

【電話番号】 東京(3448)5811(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 牛越 今朝明

【縦覧に供する場所】 中部支社
(名古屋市中川区西日置二丁目3番5号(名鉄交通ビル))
西部支社
(大阪市西区新町三丁目11番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第67期 第3四半期 連結累計期間	第68期 第3四半期 連結累計期間	第67期
会計期間	自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売上高 (百万円)	32,903	32,007	43,664
経常利益 (百万円)	2,729	599	2,756
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純利益または親会社株主に帰属する(百万円) 四半期純損失()	1,635	686	1,569
四半期包括利益または包括利益 (百万円)	953	675	1,194
純資産額 (百万円)	60,198	57,612	58,056
総資産額 (百万円)	92,897	89,089	89,197
1株当たり四半期(当期)純利益金額 または1株当たり四半期純損失金額 (円)	22.54	9.51	21.64
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	20.36	-	19.55
自己資本比率 (%)	64.7	64.6	65.0

回次	第67期 第3四半期 連結会計期間	第68期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	5.78	5.34

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第68期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社および当社の関連会社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成28年10月17日開催の取締役会において、優必勝（上海）精密軸承製造有限公司の持分を取得し、子会社化することについて決議し、平成29年1月13日に持分を取得いたしました。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載の通りであります。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善が続き、緩やかな回復基調が続きました。一方、海外経済においては、中国をはじめとする新興国経済の減速懸念や、米国新政権移行の影響等により為替相場が乱高下するなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような情勢のもとで、当社グループは、グローバル市場で競争力と存在感のある企業を目指し、平成27年4月より「I K O中期経営計画2017（CHANGE & CHALLENGE）」をスタートさせ、事業拡大に努めるとともに、収益基盤を強化するための諸施策を推進いたしました。また、将来に向けた更なる成長戦略を加速させるべく、平成28年10月に中国で軸受の製造・販売事業を運営している優必勝（上海）精密軸承製造有限公司および優必勝（蘇州）軸承有限公司の子会社化を決定し、本年1月に完了いたしました。

販売面につきましては、国内外においてプライベートショーや展示会を開催し、I K Oブランドの市場浸透と販売拡大に取り組んだほか、「お客様に密着した提案型営業活動」を積極的に展開し、戦略製品の拡販に注力いたしました。

生産面につきましては、原価低減による収益力の向上に注力し、材料や部品等のグローバル調達を推し進めるとともに、納期対応力の強化に取り組みました。

当社グループの営業状況をみますと、国内市場においては、半導体製造装置等のエレクトロニクス関連機器向けの需要は堅調に推移しましたが、工作機械向けや精密機械向け等の需要が低迷しました。足元の需要は総じて回復基調に転じているものの、前年同期の水準までには至りませんでした。海外市場においては、欧米地域では、エレクトロニクス関連機器や精密機器向け等の需要が堅調に推移し、現地通貨ベースの売上高は前年同期比で増加いたしました。円高によるマイナス影響を受け、減収となりました。アジア地域では、中国の販売子会社を中心に積極的な営業活動を展開し、売上高は前年同期を上回りました。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は、前年同期に比べ2.7%減の32,007百万円となりました。収益面につきましては、減収・減産となったほか、為替が円高に推移した影響等により、営業利益は627百万円（前年同期比75.2%減）、経常利益は599百万円（前年同期比78.0%減）となりました。また、繰延税金資産の取り崩しに伴う税金負担増により、親会社株主に帰属する四半期純損失は686百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純利益1,635百万円）となりました。

また、当第3四半期連結累計期間における針状ころ軸受および直動案内機器等（以下「軸受等」といいます。）の生産高（平均販売価格による）は26,396百万円（前年同期比13.9%減）となり、軸受等ならびに諸機械部品の受注高は32,622百万円（前年同期比2.2%増）となりました。

セグメントについて、当社グループは、軸受等ならびに諸機械部品の製造販売を主な単一の事業として運営しているため、事業の種類別セグメントおよび事業部門は一括して記載しております。なお、部門別売上高では、軸受等は28,129百万円(前年同期比2.4%減)、諸機械部品は3,878百万円(前年同期比5.3%減)となりました。

部門別売上高

(単位 百万円)

区 分	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)		比較増減	
	金額	比率	金額	比率	金額	伸び率
軸受等	28,806	87.5%	28,129	87.9%	677	2.4%
諸機械部品	4,096	12.5%	3,878	12.1%	218	5.3%
売上高合計	32,903	100.0%	32,007	100.0%	895	2.7%

(2) 財政状態の分析

資産合計は、前連結会計年度末に比べ108百万円減少し89,089百万円となりました。これは主に、受取手形及び売掛金991百万円、有価証券1,763百万円、投資有価証券1,793百万円等の増加と、現金及び預金1,910百万円、たな卸資産1,784百万円、繰延税金資産899百万円等の減少によるものであります。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ335百万円増加し31,477百万円となりました。これは主に、支払手形及び買掛金146百万円、社債5,000百万円、長期借入金1,653百万円、繰延税金負債733百万円等の増加と、新株予約権付社債4,999百万円、未払費用527百万円、未払金1,775百万円等の減少によるものであります。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ444百万円減少し57,612百万円となりました。これは主に、自己株式190百万円、その他有価証券評価差額金1,266百万円、為替換算調整勘定95百万円等の増加と、利益剰余金1,627百万円等の減少によるものであります。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は、次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社は、当社の企業価値が、「社会に貢献する技術開発型企業」という企業理念に基づいて、永年にわたり蓄積してきた営業・技術・生産のノウハウ等を駆使した機動性のある企業活動に邁進し、国内外の社会の発展に貢献することにより、株主の皆様共同の利益を向上させていくことにその淵源を有していると考えております。そのため、当社は、特定の者またはグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、平成27年5月11日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、平成25年6月27日開催の当社第64回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいたうえで継続していた当社株式の大規模買付行為に関する対応方針につき、所要の変更を行ったうえで(以下変更後の対応方針を「本プラン」といいます)、引き続き継続することを決議し、平成27年6月26日開催の当社第66回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます)において株主の皆様のご承認をいただきました。また、当社は本プランの継続に伴い、独立委員会を引き続き設置しており、独立委員会委員として、伊集院功、佐藤順哉、武井洋一、那須健人の4氏を選任いたしました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成27年5月11日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の一部変更および継続に関するお知らせ」をご覧ください。

(参考URL: <http://www.ikont.co.jp/>)

1) 本プランの目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とし、もって当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上を実現することを目的としています。

2) 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

次のアからウまでのいずれかに該当する行為またはその可能性のある行為がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

ア 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

イ 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

ウ 上記アまたはイに規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本ウにおいて同じとします)との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為(ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り)

(b) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、意向表明書および大規模買付情報を提出・提供していただきます。

(c) 取締役会評価期間の設定等

取締役会は、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には、最長60日間、それ以外の場合には、最長90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとします。

(d) 独立委員会の勧告および取締役会による決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。なお、取締役会は、一定の場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様にご意見を伺うべく株主総会を招集することができるものとします。

(e) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当てによるものを想定しておりますが、会社法その他の法令および当社の定款が取締役会の権限として認めるその他の措置を発動することが相当と判断される場合には当該措置が用いられることもあり得るものとします。

3) 本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を制定したうえで、継続されたものです。

(b) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性および相当性を確保するために独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランにつきましては、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

(d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、原則として、本定時株主総会における本プランの承認時から本定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

4) 株主の皆様への影響

(a) 本プランの効力発生時に株主の皆様へ与える影響

本プランの効力発生時には、新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランが本プラン効力発生時に株主の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(b) 新株予約権の無償割当て時に株主の皆様へ与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われた場合においても、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

上記の取り組みに対する取締役会の判断およびその理由

当社は、前記 1)記載のとおり、本プランは企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上をその目的としており、基本方針に沿うものと考えます。特に本プランは、1)株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思に係らしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、2)大規模買付行為に関する評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うにあたり、取締役会が独立した第三者的立場にある専門家の意見を取得できること、3)独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっているうえ、独立委員会は更に独立した第三者的立場にある専門家の意見を取得できること、4)対抗措置の発動、不発動または中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていることなどから、当社は、本プランは当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は801百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	291,000,000
計	291,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成29年2月13日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商 品取引業協会名	内容
普通株式	73,501,425	73,501,425	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	73,501,425	73,501,425		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年12月31日		73,501		9,533		12,887

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成28年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,429,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 72,019,700	720,197	
単元未満株式	普通株式 52,025		
発行済株式総数	73,501,425		
総株主の議決権		720,197	

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式10株が含まれております。

2 「完全議決権株式(自己株式等)」欄の普通株式には、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式は含まれておりません。

【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 日本トムソン株式会社	東京都港区高輪2-19-19	1,429,700		1,429,700	1.94
計		1,429,700		1,429,700	1.94

(注) 1 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含めております。

2 「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式は、上記自己保有株式に含めておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成28年10月1日から平成28年12月31日まで)および第3四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,933	12,022
受取手形及び売掛金	10,240	11,231
有価証券	-	1,763
商品及び製品	13,814	13,403
仕掛品	9,013	8,120
原材料及び貯蔵品	5,558	5,077
その他	3,691	2,596
貸倒引当金	15	13
流動資産合計	56,236	54,202
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具(純額)	10,566	10,666
その他(純額)	10,177	9,974
有形固定資産合計	20,744	20,640
無形固定資産		
投資その他の資産	1,974	2,267
投資有価証券	7,914	9,707
その他	2,373	2,316
貸倒引当金	45	45
投資その他の資産合計	10,242	11,978
固定資産合計	32,961	34,886
資産合計	89,197	89,089
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,551	6,698
1年内償還予定の社債	-	5,000
1年内償還予定の新株予約権付社債	4,999	-
1年内返済予定の長期借入金	2,876	2,585
未払法人税等	187	56
役員賞与引当金	70	52
その他	5,043	3,233
流動負債合計	19,728	17,626
固定負債		
社債	5,000	5,000
長期借入金	5,114	7,060
退職給付に係る負債	539	351
その他	758	1,439
固定負債合計	11,412	13,850
負債合計	31,141	31,477

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,533	9,533
資本剰余金	12,887	12,887
利益剰余金	34,034	32,406
自己株式	620	810
株主資本合計	55,833	54,016
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,177	3,444
繰延ヘッジ損益	4	39
為替換算調整勘定	163	259
退職給付に係る調整累計額	167	138
その他の包括利益累計額合計	2,169	3,525
新株予約権	18	30
非支配株主持分	35	40
純資産合計	58,056	57,612
負債純資産合計	89,197	89,089

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
売上高	32,903	32,007
売上原価	21,831	22,543
売上総利益	11,071	9,463
販売費及び一般管理費	8,543	8,836
営業利益	2,528	627
営業外収益		
受取利息	16	6
受取配当金	147	160
為替差益	80	-
その他	166	119
営業外収益合計	410	286
営業外費用		
支払利息	88	92
売上割引	78	103
為替差損	-	50
その他	42	68
営業外費用合計	209	314
経常利益	2,729	599
特別損失		
固定資産売却損	2	-
特別損失合計	2	-
税金等調整前四半期純利益	2,726	599
法人税等	1,088	1,281
四半期純利益又は四半期純損失()	1,638	681
非支配株主に帰属する四半期純利益	2	4
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失()	1,635	686

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失()	1,638	681
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	240	1,266
繰延ヘッジ損益	0	34
為替換算調整勘定	408	96
退職給付に係る調整額	35	28
その他の包括利益合計	684	1,356
四半期包括利益	953	675
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	955	669
非支配株主に係る四半期包括利益	1	5

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

税金費用の計算

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前四半期純利益または税引前四半期純損失に法定実効税率を乗じた金額に、繰延税金資産の回収可能性を考慮しております。

(追加情報)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

「従業員持株E S O P信託」は、当社が「日本トムソン従業員持株会」(以下、当社持株会)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託(以下、信託口)を設定し、信託口は5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得し、その後毎月一定日に当社持株会に売却するものであります。信託期間満了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拋出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、前連結会計年度143百万円、338千株、当第3四半期連結会計期間57百万円、135千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度133百万円、当第3四半期連結会計期間100百万円

当第3四半期連結累計期間
(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

- 1 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日は金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
受取手形		72百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
減価償却費	1,641百万円	1,924百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	440	6.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年11月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	472	6.50	平成27年9月30日	平成27年12月9日

- 2 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	472	6.50	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年11月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	468	6.50	平成28年9月30日	平成28年12月7日

- 2 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、軸受等ならびに諸機械部品の製造・販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額または1株当たり四半期純損失金額および算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額または1株当たり 四半期純損失金額()	22円54銭	9円51銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額または 親会社株主に帰属する四半期純損失金額() (百万円)	1,635	686
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額または親会社株主に 帰属する四半期純損失金額()(百万円)	1,635	686
普通株式の期中平均株式数(株)	72,570,378	72,151,863
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	20円36銭	
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)		
普通株式増加数(株)	7,771,016	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(取得による企業結合)

当社は、平成28年10月17日開催の取締役会において、優必勝（上海）精密軸承製造有限公司の持分を取得（以下「本件持分取得」といいます。）し、子会社化することについて決議し、平成29年1月13日に持分を取得いたしました。

また、本件持分取得に伴い、優必勝（上海）精密軸承製造有限公司の子会社である優必勝（蘇州）軸承有限公司が当社の孫会社になります。

1 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称	優必勝（上海）精密軸承製造有限公司
事業の内容	精密ベアリングおよび各種機械専用ベアリングの製造・販売
被取得企業の名称	優必勝（蘇州）軸承有限公司
事業の内容	ベアリングの研究開発、製造、販売

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループの企業価値向上および相乗効果による事業拡大を図ることを目的としております。

(3) 企業結合日

平成29年1月13日(持分取得日)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする持分取得

(5) 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

(6) 取得する議決権比率

75%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として持分を取得したことによるものです。

2 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価(注)	現金	11,304千米ドル
取得原価		11,304千米ドル

取得に直接要したアドバイザー費用等は現時点では確定しておりません。

(注)取得の対価には、未確定の条件付取得対価を含めておりません。

3 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

現時点では、確定しておりません。

(社債の発行)

当社は、平成29年2月10日開催の取締役会において、第8回無担保社債を発行することを決議しました。その概要は次のとおりであります。

1 発行総額	50億円
2 利率	未定
3 償還期限	5年
4 償還の方法	満期一括償還
5 払込金額	額面100円につき100円
6 払込期日	未定
7 資金使途	社債償還資金に充当する。

2 【その他】

平成28年11月7日開催の取締役会において、第68期の中間配当を行うことを決議しました。

中間配当金額総額	468百万円
1株当たりの中間配当金	6円50銭
支払請求権の効力発生日 および支払開始日	平成28年12月7日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 2月10日

日本トムソン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城 戸 和 弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菱 本 恵 子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本トムソン株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成28年10月1日から平成28年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本トムソン株式会社及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。